

岐阜県茶業及び茶の文化の振興に 関する計画

令和3年3月
岐 阜 県

1 計画策定の趣旨

岐阜県は、緑豊かな自然を有し、そこで生み出された清らかな水が県民の生活や文化を育んでおり、県を上げて「清流の国」づくりを進めている。茶は、中山間地域の特産物として地域の産業を担っており、「美濃いび茶」「美濃白川茶」などの産地が形成されてきた。また、県産100%の茶葉を原料にした茶を「美濃茶」として位置づけ、ブランド化を進めてきた。

近年、生活習慣の変化によるリーフ茶の需要低迷だけでなく、安価なペットボトル用茶葉の需要が増加し茶価が低迷したことに加え、高齢化等により管理・摘採されない茶園が増え、生産量が減少している。

しかし、海外の抹茶需要や和食文化への関心の高まり、国内においても和食文化の見直しやティーペアリングのように、新たな茶の楽しみ方が提案される等の好材料もあり、県内茶産地を維持、改革し、次世代につなぐことが肝要である。

国が「お茶の振興に関する法律（平成二十三年法律第二十一号）」に基づき、新たな「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」を策定したことを受け、岐阜県も茶業振興に関する基本的な方向を示し、岐阜県の茶業振興と茶産地の維持発展に資することを目的に「岐阜県茶業及び茶の文化の振興に関する計画」（以下、「振興計画」という。）を策定することとする。

なお、計画年度はぎふ農業・農村基本計画に準拠し、令和3年度から令和7年度とする。

2 茶業の現状

(1) 茶生産の現状（茶園面積と荒茶生産量）

県内の茶栽培地域は、高冷地を除く県内全域に分布しており、令和元年度の栽培面積は 449ha である。近年、栽培面積が急速に減少しており、茶価の低迷による生産意欲の減退、高齢化による担い手の減少、急傾斜等、効率の悪い茶園での栽培縮小または栽培取りやめが原因と考えられる。

(t)

(ha)

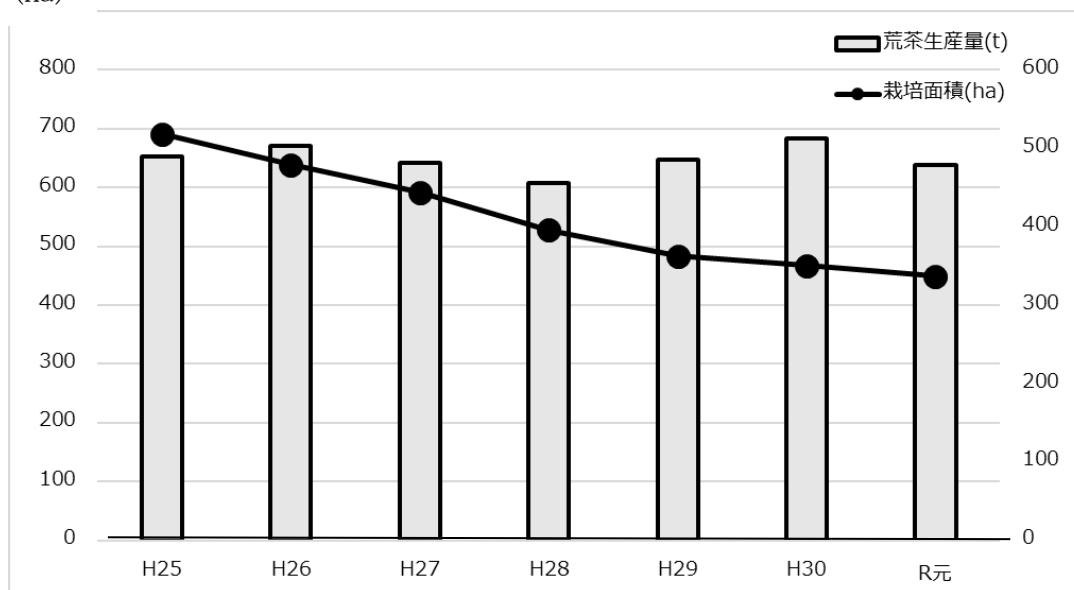


図1 岐阜県の茶の栽培面積と荒茶の生産数量 (県農産園芸課調査)

(2) 茶生産の現状（荒茶加工施設）

県内には荒茶加工施設が 60 カ所あり(令和元年度)、うち個人経営が 28 カ所、農事組合法人が 15 カ所、農協が 2 カ所、民間会社 4 カ所、任意の団体（法人化されていない共同利用施設）11 カ所となっている。平成 24 年と比較して、農協経営及び個人経営の荒茶加工施設が減少した。荒茶加工施設の廃止を受け、県内各地で生産組合の区域を超えた、生葉の加工の受け入れの動きが広がっている。

表1 県内の規模別及び経営形態別荒茶加工施設数 (令和元年度) (施設数)

年度	荒茶加工施設数	個人経営	個人経営以外				規模別荒茶加工施設	
			農事組合法人	会社	農協	任意 (法人化されていない共同利用施設)	年間生葉処理量 100t 以上	年間生葉処理量 100t 未満
平成24年	76	35	15	4	8	14	7	69
令和元年	60	28	15	4	2	11	3	57

(県農産園芸課調査)

茶の栽培技術と荒茶の加工技術向上の研鑽のため、岐阜県園芸特産振興会、全国農業協同組合連合会岐阜県本部、白川茶農業協同組合連合会共催による岐阜県茶品評会が開催されている。

(3) 茶生産の現状（県内の茶産地）

県内の茶産地は大きく2産地に分かれ、それぞれ「美濃いび茶」「美濃白川茶」の銘柄で、生産・流通・販売が行われている。さらに、平成16年から、県産100%の茶葉を原料にした茶を「美濃茶」として位置づけ、関係者一丸となって生産振興や消費宣伝PRに取り組み、「美濃茶」のブランド化を推進している。

また、大手飲料メーカーからの要請に加え、2020年に開催が予定されていた東京オリンピック・パラリンピックを販売PRの場ととらえ、同大会の選手村等の食材調達基準を満たす岐阜県版GAP等の認証取得を推進しており、1団体がASIAGAP、1団体がJGAPの認証を受け、2団体が岐阜県GAP確認制度で基準への適合の確認を受けている。（令和2年12月31日現在）

表2 岐阜県産緑茶の産地銘柄表示基準

生産地域	100%の場合	50%以上の場合
岐阜県内	美濃茶	美濃茶ブレンド
美濃茶流通センターの地域	美濃いび茶	美濃いび茶ブレンド
美濃茶白川流通センターの地域	美濃白川茶	美濃白川茶ブレンド



(4) 茶の流通・販売の現状

令和元年の荒茶生産量は478tで、減少傾向にある。また、県内には全国農業協同組合連合会岐阜県本部が運営している美濃茶流通センターと、白川茶農業協同組合連合会が運営している美濃茶白川流通センターの2つの共同販売所があり、地域の荒茶を集荷し、入札販売が行われている。共販数量は241t（共販率50.2%）である。共販数量を見ると、一番茶が120t、二番茶が84t、秋冬番茶が37tとなっている。

表3 県内茶市場における茶期別出荷状況（令和元年産）

		一番茶	二番茶	秋冬番茶	合計
美濃茶流通センター	取扱量(kg)	88,432	73,609	36,622	198,663
	単価(円/kg)	1,269	423	352	787
	金額(千円)	112,254	31,160	12,898	156,311
美濃茶白川流通センター	取扱量(kg)	31,594	10,360	—	41,954
	単価(円/kg)	2,527	1,032	—	2,158
	金額(千円)	79,832	10,696	—	90,528
県 計	取扱量(kg)	120,026	83,969	36,622	240,617
	単価(円/kg)	1,600	498	352	1,026
	金額(千円)	192,086	41,856	12,898	246,840

(県農産園芸課調査)

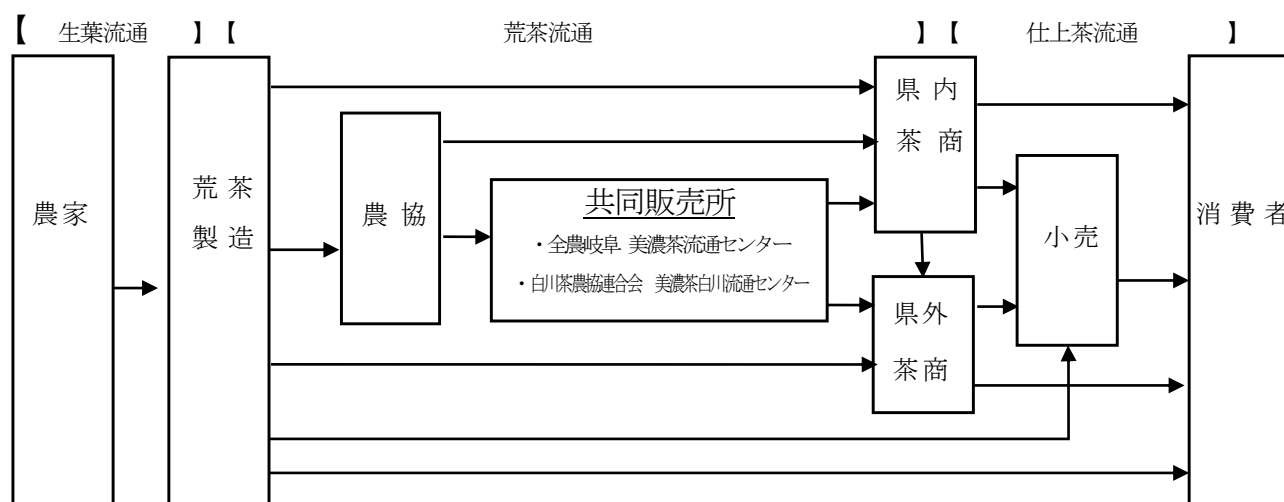


図2 岐阜県における茶の流通経路

(5) 茶消費の現状

全国統計から見ると、緑茶の一人当たり購入量は昭和45年には527gであったが、その後の食生活の多様化や各種飲料との競合等により年々減少しており、令和元年では266gとなっている。近年、健康志向等から緑茶の効能が見直されているものの、消費の拡大には至っていないのが現状である。

食生活を始めとする生活様式の変化や多様化、家族間の生活時間の相違などにより、急須を用いてお茶を飲む機会が減少している。一方、ペットボトルの緑茶飲料は、その利便性やすっきりした味わいが幅広い世代の消費者の支持を受け、消費は拡大傾向にある。

なお、全国の主要都市(都道府県庁所在地等)別の緑茶消費量調査から岐阜市の一世帯当たりの年間緑茶購入金額は2,457円となっており、全国平均と比べ1,323円少なく、調査対象の52都市の中で44位となっている。

表4 主要都市[※]別一世帯当たり年間緑茶購入金額等(平成30年)

※都道府県庁所在地等52都市

順位	都市	金額(円)	数量(g)	単価(円/g)	飲料購入額に対する割合(%)
1	静岡市	10,104	2,333	4.33	19.5
2	浜松市	7,628	1,704	4.47	13.5
3	長崎市	6,371	1,180	5.40	12.7
4	相模原市	5,662	995	5.69	9.8
5	仙台市	5,328	994	5.36	9.3
6	大分市	5,180	810	6.39	9.9
7	佐賀市	5,165	905	5.71	10.0
8	福岡市	5,014	828	6.06	9.5
9	横浜市	4,838	854	5.67	8.6
10	東京都区部	4,746	825	5.75	7.7
44	岐阜市	2,457	753	3.26	4.7
	全国	3,780	791	4.77	6.4

総務省 家計調査(都市階級・地方・都道府県庁所在市別(支出金額及び購入数量のみ))

3 茶業の抱える課題

(1) 茶生産の課題

○ 茶園の傾斜と減少の関係

茶園傾斜別の面積減少率を平成 25 年からの 7 年間で比較すると、傾斜 0～4 度で 28%、5～9 度で 38%、10～14 度で 50%面積が減少している。

これは、茶価が低迷する中でも、条件の良い茶園では、乗用摘採機の導入等により作業の省力化やそれに伴う経営の大型化が図られ茶生産が維持されていると考えられる。

県内の茶産地を維持するためには、引き続き乗用摘採機の導入等、機械化を進めるとともに、傾斜度など茶園の立地状況に応じた対応が必要である。

(ha)

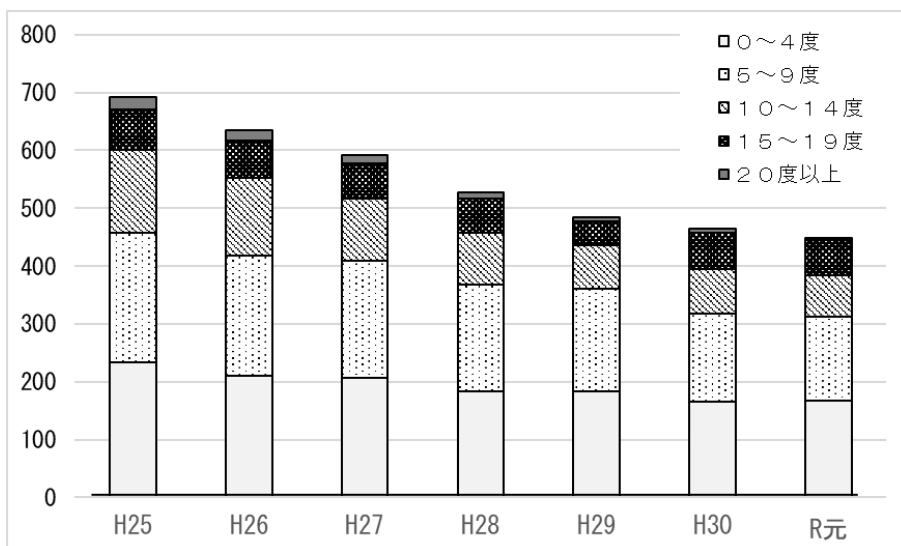


図3 傾斜別に見た茶園面積の推移について

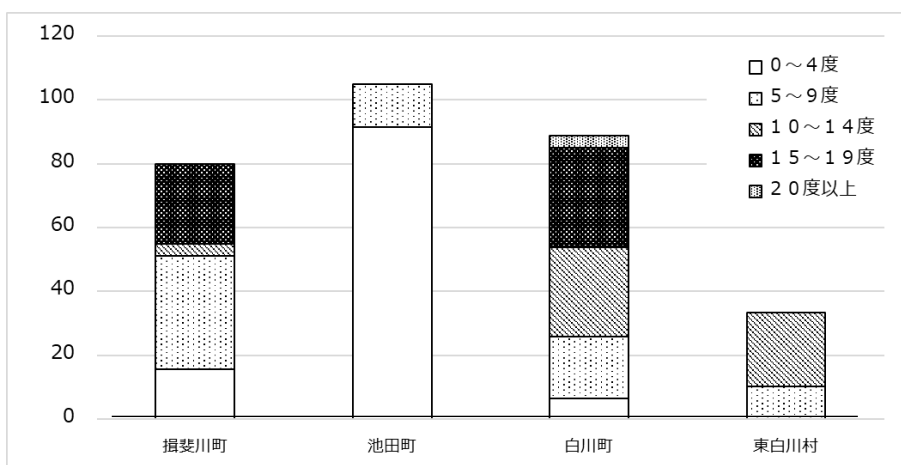


図4 主要産地ごと、傾斜別に見た茶園面積について

○ 霜害対策

県内の常霜茶園面積は416haで、うち防霜ファン等の霜害対策を実施した茶園は276haであり、常霜茶園面積の6割となっている。

近年、暖冬傾向であるが、早期に生育した新芽が寒の戻りによる降霜により、凍霜害を受ける事例があり、引続き防霜対策を進める必要がある。

表5 霜害対策面積（令和元年度）

年度	常霜茶園面積 (ha)	既対策面積 (ha)	割合 (%)	対策方法 (ha)		
				被覆法	送風法	散水法
全国 (H24)	33,409	26,238	78.5	1,454	22,349	2,439
(R元)	30,823	25,450	82.5	886	21,956	3,725
岐阜県(H24)	703	361	51.1	11	345	5
(R元)	416	276	66.3	18	254	4

((公社)日本茶業中央会「茶関係資料」)

○ 品種構成

品種構成は、「やぶきた」が茶栽培面積の87%を占めており、全国平均の71%を大きく上回っている。

一部の品種に偏ることにより、萌芽期の凍霜害や摘採期の作業集中などリスクが高まることから、引き続き、国補助事業などを活用し、品種構成の改善のため、改植を進める必要がある。

表6 優良品種別栽培面積（令和元年度）

年度	面積 (ha)						
	やぶきた	おくみどり	かなやみどり	めいりよく	その他の品種	在来種	
全国 (H24年)	47,882.3	36,174.1	955.7	645.8	151.7	7,580.6	2,374.4
(割合 %)	75.5	2.0	1.3	15.8	15.8	4.9	
(R元年)	37,312	26,693.6	1,225.5	495.8	186.6	*	413
(割合 %)	71.54	3.28	1.33	0.5	*	1.1	
岐阜県 (H24年)	1,030.0	720.4	25.5	5.0	14.5	2.8	261.8
(割合 %)	69.9	2.5	0.5	1.4	0.3	25.4	
(R元年)	449.4	391.2	7.9	1.3	19.7	*	14.4
(割合 %)	87.0	1.7	0.0	4.3	*	3.2	

((公社)日本茶業中央会「茶関係資料」)

○ 乗用摘採機の導入

乗用摘採機の導入は、平成元年頃から補助事業等の活用により進められており、令和元年度時点で68台が稼働し、119.9haの茶園をカバーしている（県全体茶園面積の26.7%）。

これまで乗用摘採機が使用可能な傾斜度は15度以下といわれてきたが、近年ではより傾斜地に対応した低床化、軽量化が進められ、安全に使用できる適応範囲は拡大しつつある。

農作業の省力化や経営の大規模化を進めるうえで、乗用摘採機の導入は有効であり、更なる導入を促進するためには、進入路や旋回場所の確保、傾斜緩和など機械化体系に即した茶園の整備を進めるとともに、機械の効率使用に向けた茶園集積が必要である。

表7 乗用型機械等導入状況（令和元年度）

年度		摘採機	防除機	中刈機	施肥機
台数（台）	(H24)	71	7	10	3
	(R元)	68	7	11	3
導入面積（ha）	(H24)	128.5	24.8	38.6	24
	(R元)	119.9	36.3	31.8	15
1台あたり面積（ha）	(H24)	1.8	3.5	3.9	8.0
	(R元)	1.8	5.1	2.9	5.0

((公社)日本茶業中央会「茶関係資料」)

表8 傾斜地茶園の割合（令和元年度）

	調査対象面積（ha）	0～5度	5～10度	10～15度	15度～
全国	11,125	5,145.7	3,684.5	1,604.7	690.1
（割合%）		46.3	33.1	14.4	6.2
岐阜県	449.4	167.1	145.4	71.6	65.2
（割合%）		37.2	32.4	16.0	14.5

((公社)日本茶業中央会「茶関係資料」)

○ 荒茶加工施設の運営

茶生産量の減少により荒茶加工施設の収入が減少している。また、単価の低迷により二番茶を生産しない農家も増えており稼働率が低下し、施設運営が厳しい状況にある。

表9 県内の規模別及び経営形態別荒茶加工施設数（令和元年度）

【再掲】

（施設数）

年度	荒茶加工施設数	個人経営	個人経営以外				規模別荒茶加工施設数	
			農事組 合法人	会社	農協	任意（法人化されて いない共同利用施設）	年間生葉処理量 100t 以上	年間生葉処理量 100t 未満
平成24年	76	35	15	4	8	14	7	69
令和元年	60	28	15	4	2	11	3	57

（県農産園芸課調査）

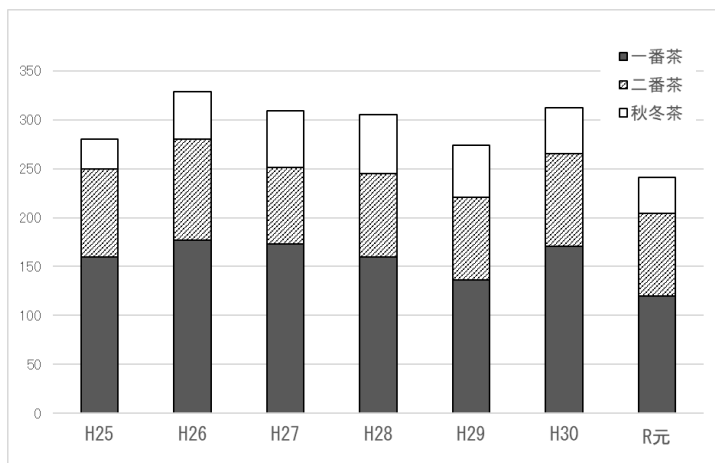


図5. 茶期別荒茶共販量の推移

（県農産園芸課調査）

（美濃いび茶流通センターと美濃白川茶流通センターの実績を合計したもの）

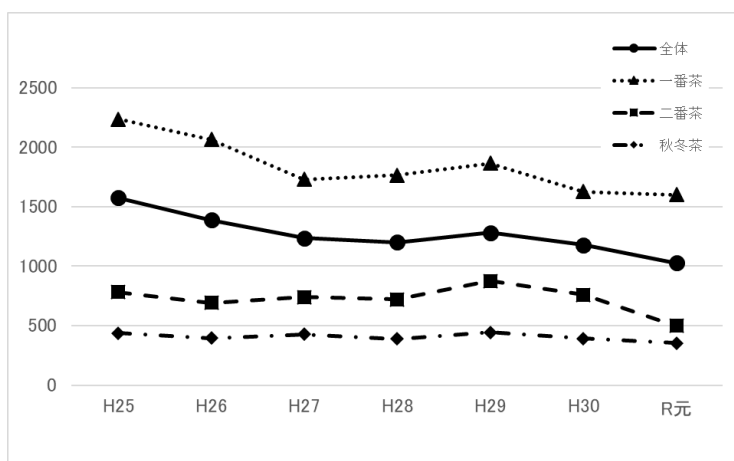


図6. 茶期別販売単価の推移

（県農産園芸課調査）

（美濃いび茶流通センターと美濃白川茶流通センターの実績を合計したもの）

(2) 担い手確保・育成の課題

平成 25 年度から令和元年度にかけ、農家数は 6 年間で▲44% (1,707 戸) と大きく減少しているのに対し、認定農業者は 10 戸 (16%) と比較的緩やかな減少となっている。

一方、作業受託や賃借等により茶園が管理されている管理受託面積は、平成 25 年度に比べ 46.9ha (171%) と大幅に増加している。

将来にわたり、茶産地を維持・継続するためには、意欲ある農業者等の規模拡大や地域ぐるみによる作業受委託組織の育成等が必要である。

表 10 担い手の動向

年度	農家数(戸)	認定農業者数(人)	管理受託面積(ha)
平成 25 年	3,901	61	66.0
平成 26 年	3,569	59	68.9
平成 27 年	3,233	56	80.4
平成 28 年	2,655	51	80.4
平成 29 年	2,493	51	87.8
平成 30 年	2,417	51	103.7
令和元年	2,194	51	112.9

(県農産園芸課調査)

(3) 茶の流通・販売の課題

県内共同販売所における荒茶の1kg当たりの販売単価は、令和元年産で一番茶が1,600円、二番茶が498円、秋冬番茶が352円となっており、需要の停滞により荒茶価格も低迷している。

消費者の安心・安全志向や多様化するニーズに対応できるよう、ぎふ清流GAP評価制度の活用や、紅茶や萎凋茶など特色のある茶づくりを進める必要がある。

表 11 県内茶市場における茶期別出荷状況（令和元年産） 【再掲】

		一番茶	二番茶	秋冬番茶	合計
美濃茶流通センター	取扱量(kg)	88,432	73,609	36,622	198,663
	単価(円/kg)	1,269	423	384	787
	金額(千円)	112,254	31,160	12,898	156,311
美濃茶白川流通センター	取扱量(kg)	31,594	10,360	—	41,954
	単価(円/kg)	2,527	1,032	—	2,158
	金額(千円)	79,832	10,696	—	90,528
県 計	取扱量(kg)	120,026	83,969	36,622	240,617
	単価(円/kg)	1,600	498	352	1,026
	金額(千円)	192,086	41,856	12,898	246,840

(県農産園芸課調査)

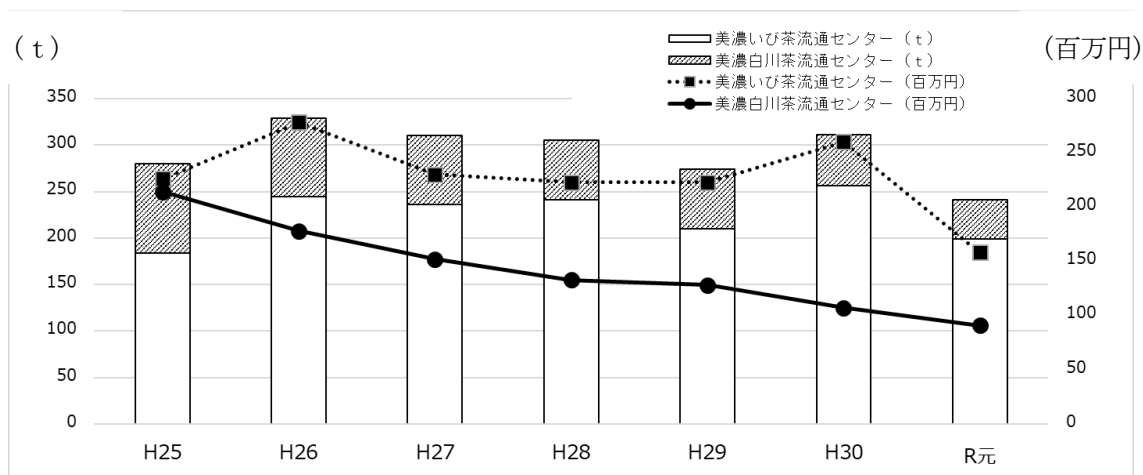


図 7. 共販取扱量と売上高の推移について

(県農産園芸課調査)

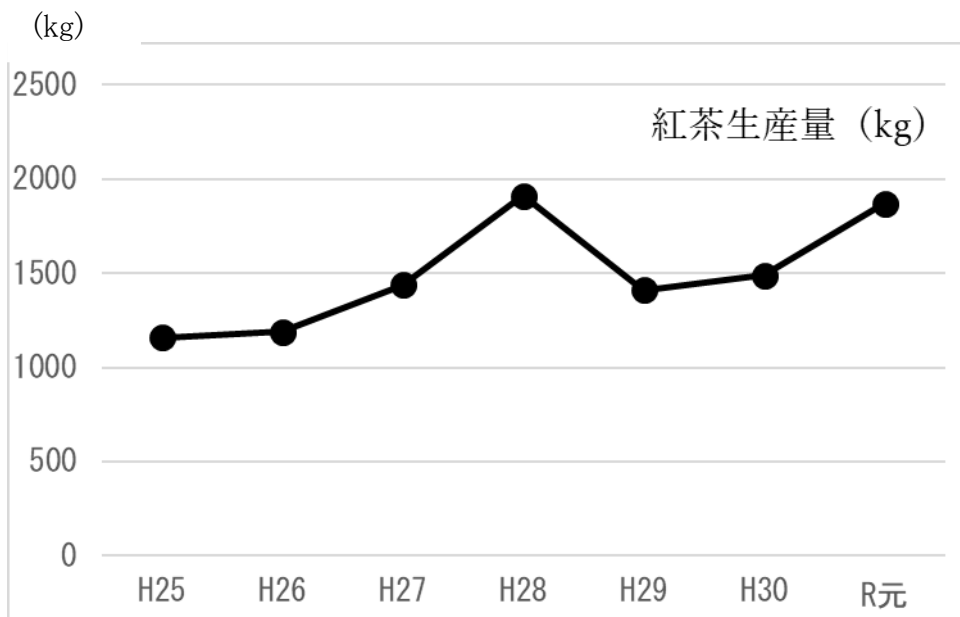


図8. 紅茶生産量の年次変動

(県農産園芸課調査)

4 振興計画取組に係る基本理念と目標

(1) 基本理念

産地の構造改革と消費の拡大推進による「元気な美濃茶産地」づくり

岐阜県の茶の栽培面積は全国第12位に位置し、茶は県中山間地域における重要な農作物であるとともに、地域産業を支える大切な特産物である。

しかし、近年は生産者の高齢化、担い手不足などにより、栽培面積や生産量、販売額ともに減少傾向にある。そこで、地域の産業を支える重要な特産品である茶の産地の維持を図るため、産地の構造改革により生産性と持続力を高めつつ、販売・消費の拡大を推進することとし、本計画における基本理念を『産地の構造改革と消費の拡大推進による「元気な美濃茶産地」づくり』とした。

(2) 目標指標と目標年度

振興計画は、国策定の「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」及び「ぎふ農業・農村基本計画（以下、「基本計画」という。）」の内容に沿って策定する。目標年度は基本計画に合わせて、令和5年度を中間目標とし、令和7年度を最終目標として設定することとする。

表12 茶業振興に係る目標指標

目標指標	現状 (令和元年度)	中間目標 (令和5年度)	最終目標 (令和7年度)
産地構造改革計画(件)	1	2	4
荒茶の共販出荷量(t)(※1)	241	240	240
管理受託組織	6	8	10
ぎふ清流GAP 評価制度認証団体(※2)	2	5	7

(※1) 美濃いび茶流通センターと美濃白川茶流通センターの取扱量

(※2) JGAP/ASIAGAP/GLOBALG. A. P. を含む

5 茶業振興に係る取組事項と具体的方策

(1) 「茶産地構造改革計画」の策定と推進

県内の茶産地は西濃の山麓地帯、扇状地帯及び中濃、東濃、飛騨の一部の山麓地帯にある。産地は広く点在し、茶産地の成り立ちや栽培、販売の環境は異なっているため、茶産地ごとに構造改革計画を策定し推進することで、岐阜県の茶産地の構造改革を進める。

① 「茶産地構造改革計画」の推進支援

産地の生産性と持続力の向上を図るための手法を定めた「茶産地構造改革計画」（以下、「産地計画」という。）を策定する。

- ・産地計画は、茶産地の市町村を単位とし、策定主体は、市町村、生産者団体（※1）もしくは生産者団体を含む関係機関からなる任意の団体とする（以下、策定主体と略す）。

（※）1つの行政区域内でも、複数の計画を策定することができる。

- ・産地計画の記載事項は産地の目標、新改植の促進（品種構成の改善）、担い手育成、茶園台帳の整備、荒茶加工施設等の再編整備、茶園集積の推進、販売・PR計画、茶の輸出等を記載するものとし、県が承認する。なお、記載項目は県と協議して加除することができる。
- ・県は産地計画を策定・推進している策定主体に対して各種制度等を活用しながら積極的な支援を行う。

(2) 生産振興に向けた取組み

① 生産量の確保と品質向上

- ・適正な整枝・剪定、土づくり、土壌診断に基づく適切な施肥等により高品質・安定生産と収量確保を図る。
- ・茶園管理講習会、製茶技術講習会を開催し、生産技術の維持・向上を図る。
- ・岐阜県茶品評会への出品を通じて、高品質茶生産技術の研究・研鑽を図る。
- ・幅広い消費者・実需者ニーズに対応した茶の栽培や、需要に応じた商品開発を推進する。

② 茶園の更新・改植

- ・生産性の低下した茶園の更新・改植を進め、茶園の若返りによる収量、品質等の向上を図る。
- ・品種の選定にあたっては産地において、嗜好性、収量性、病害抵抗性などについて検討を行い、生産計画、販売戦略に沿った計画的な導入を行う。

③ 茶園整備と機械導入

- ・作業の省力化や経営の大規模化に向け、乗用摘採機等の導入を進めるため、乗用摘採機等が導入されていない平坦地の茶園の実態を調査・点検を推進する。
- ・点検結果を踏まえ、乗用摘採機等の導入を可能とするために、進入路の取付、傾斜緩和など茶園整備が必要な場合は、国補助事業等を活用し支援する。
- ・茶園に隣接する田畑等への新植や、転作田等での茶園造成など、機械化に対応できる茶園整備を促進する。
- ・補助事業等を活用し、乗用摘採機等の導入を推進する。
- ・放任茶園は流動化を促し、再茶園化を推進する。
- ・霜害回避に向け、未対策茶園における防霜ファンの導入を推進する。

④ スマート農業の導入

- ・直進アシスト機能付き乗用摘採機の導入による安全性の向上と省力化、軽量化について検討する。
- ・コンテナ型乗用摘採機、ベルトコンベヤ式のトラック積載型生葉運搬用コンテナの組み合わせによる省力化と中核的農業者への集約面積の拡大、荒茶加工施設の稼働日数の短縮について検討する。
- ・ドローンによる画像診断に基づく栽培管理（施肥・防除）の実施による省力化やフィールドサーバー（環境モニタリング装置）を活用した栽培管理（摘採）の効率化を検討する。
- ・傾斜地等条件不利地での除草ロボットを活用した法面管理の効率化を検討する。

(3) 担い手確保・育成に向けた取組み

① 認定農業者等意欲ある生産者への茶園の利用集積

- ・茶園の管理状況や担い手の有無など茶園に関する情報を台帳に整理することにより実態を把握し、茶園の利用集積を進めるなど放任茶園の発生を防止する。
- ・意欲ある生産者へ茶園の利用集積を進めるため、農地中間管理機構による茶園流動化を促進する。

② 新規就農者の確保・育成

- ・茶業に興味のある就農希望者や定年帰農者が、スムーズに茶栽培を始めることができるよう県就農支援制度の活用による技術習得を支援する。
- ・茶栽培への参入を希望する企業(食品産業、建設業等)の技術習得と茶園流動化を支援する。

③ 作業受託組織の育成

- ・茶園管理を受託する組織の設立に向け、オペレーターの育成・確保、機械設備の導入を支援する。また、中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落ぐるみでの茶園の維持、管理を推進する。

(4) 流通・販売・消費拡大の取組み

① 荒茶加工施設等の統廃合の促進

- ・各産地において、荒茶加工施設の現在の生葉取扱量や経営状況及び今後の茶生産計画等に基づき、将来に向けた施設配置に係る検討を促すとともに、統廃合による施設整備を要する場合は、国補助事業等を活用し支援する。

② ぎふ清流 GAP 評価制度活用の推進

- ・ぎふ清流 GAP 評価制度の取組みを推進し、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護等、農場経営(茶園・荒茶加工施設)の適切な管理を推進する。
- ・販売先のニーズに応じて、JGAP 等へのステップアップと認証取得を支援する。

③ 二番茶等の有利販売等に関する取組み

- ・大手飲料メーカーとの取引を推進するため、JGAP 等の認証取得を支援する。
- ・生産組合の区域を超えた生葉の受け入れを検討し、二番茶摘採の推進と施設稼働率の向上を図る。
- ・ほうじ茶需要の拡大に応じた秋冬番茶の出荷量の拡大に取り組む。

④ 販売促進、消費宣伝PR

- ・需要に応じた販売を進めるため、生産者団体と茶業組合等との積極的な情報交換を推進する。
- ・岐阜県農業フェスティバルへの生産者団体や小売業者等の参加を支援し、「美濃茶」のPRを推進する。
- ・県や関係団体が主催する大都市等での販売キャンペーンへの県内小売業者の出展を促すとともに、出展品目に美濃茶を加えPRを推進する。
- ・農業フェスティバル等においてNPO 法人日本茶インストラクター協会岐阜県支部が実施する「美味しい茶の淹れ方教室」や、一般消費者を対象とした「茶の淹れ方と日本文化」講座等の開講を支援し、茶に親しむ機会の提供を通じてリーフ茶の消費拡大を促進する。
- ・生産者と飲食店事業者、観光業者等が一体となったグリーン・ツーリズムを推進し、茶園や茶園のある風景を活かしたツアーの提供を進める。
- ・日本茶の日(10月31日)と連動した茶消費キャンペーン(茶消費拡大ポスターコンテスト、県下図書館等における茶関連図書と美濃茶PR資料の掲示、茶を使った学校給食の提供等)を推進する。
- ・茶に含まれるカフェイン・カテキン等の成分の摘採時期や製茶方法による変動を解析し、特性や機能性、特徴を活かした販売推進につなげる
- ・多様化する消費者ニーズに対応し、手揉み茶など伝統的な製法による茶や、紅茶や萎凋茶等、特色ある茶づくりを促進する。

⑤ 地産地消の推進

- ・直売所、道の駅、地域の産業祭等での販売や、学校給食での利用の推進、産業祭等での岐阜県茶業組合及び日本茶インストラクター協会岐阜県支部等と連携したPRにより「美濃茶」の認知度向上と消費拡大を図る。
- ・産地での茶摘み体験、美味しい茶の淹れ方、茶を使った料理教室等での茶の利用促進を図る。

⑥ 輸出への取組み

- ・県、市町村等が実施する海外でのPR活動への参加や、日本貿易振興機構等と連携した情報収集により、輸出の相手先国の選定を行う。
- ・輸出相手国の農薬の使用基準等の情報を収集や、輸出相手国の残留農薬基準に対応した栽培暦の作成を支援する。また、必要に応じ、国等と連携しインポートトレランス申請の支援を行う。
- ・茶卸売事業者と連携したGFP計画(輸出事業計画)の策定を支援する。
- ・輸出先国の需要に応じた茶種の生産を支援する。

⑦ 6次産業化の取組み

- ・ 外食産業、観光産業や菓子業者等と連携して、茶の飲用以外の利用を増やし、需要拡大を図るための加工品開発を支援するとともに、その販売促進活動の支援を行う。
- ・ 生産・加工・販売の一体的な取組みを支援し、流通コスト低減を図ることで、もうかる経営を目指す取組みを推進する。

6 茶の文化振興のための施策に関する事項

茶は、農産物として生産されたものが、「緑茶」等として加工、製品化され、日常生活の中で単に飲料として飲用されるばかりでなく、嗜好品として生活文化の中で親しまれてきた歴史がある。

茶の生産から消費にわたる茶の歴史・文化へ一層の理解醸成を図るとともに、飲料としての「茶」の再認識と、飲料以外の活用方法も含む新たな茶の活用を喚起していくことは、県民の豊かで健康的な生活の実現に資するものである。

このため、県内における茶の文化振興を図り、茶の消費拡大につなげていく観点から、以下の取組みを支援する。

- ① 県下の小中学校児童・生徒や一般県民を対象に、茶の専門家等が実施する茶の歴史・文化等を学ぶ機会（講座、教室など）の提供の支援。
- ② 茶の歴史・文化等と関わりのある各種イベント等、NPO法人ほか各種団体等が行う茶の歴史・文化等の啓蒙を図る場の提供を支援。